

変更・廃止・休止・再開・加算における必要な添付書類一覧（介護予防認知症対応型共同生活介護、認知症対応型共同生活介護）

※下記一覧はあくまで参考であり、状況によって追加の書類が必要となる場合もあります。

△印は、変更がある場合にのみ必要となる書類

●印は、加算をとる場合に必要となる書類（加算を取り下げる場合は不要）

変更等があった事項 提出書類	法人に関する変更		事業所に関する変更										加算等 ※注7										休止	再開	廃止
	法人の氏名・住所・代表者	法人の電話番号・FAX番号	事業所の電話番号・FAX番号	代表者に関する変更	施設の構造・専用区画等	計画作成担当者に関する変更	※注3 ※注1・2	※注4 ※注5	※注6 ※注7	※注8 ※注9	※注10 ※注11	※注12 ※注13	※注14 ※注15	※注16 ※注17	※注18 ※注19	※注20 ※注21	※注22 ※注23	※注24 ※注25	※注26 ※注27	※注28 ※注29	※注30 ※注31	※注32 ※注33	※注34 ※注35	※注36 ※注37	※注38 ※注39
変更届出書（様式第二号（四））	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
運営規程の新旧対照表（参考様式5）又は変更前の運営規程 ※注10	△			△	△	△		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
運営規程 ※注10	△			△	△	△		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
法人の登記事項証明書【写しで可】	○																								
従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（標準様式1） ※注11				△	○	○			○	○															○
誓約書（標準様式6-2）・別紙①・③ ※注12	△																								
事業所一覧（参考様式8） ※注13	△	△																							
経歴書（標準様式2） ※注14・15					○	○	△																		
研修修了証の写し（認知症対応型サービス事業所開設者研修等）				○																					
研修修了証の写し（認知症介護実践者研修、認知症対応型サービス事業所管理者研修等）						○																			
研修修了証の写し（認知症介護実践者研修等）							○																		
研修修了証の写し（認知症介護実践者研修等）								○																	
資格証明書（写し）（氏名の変更がある場合は、戸籍抄本等の変更内容が確認できるものを添付）							△																		
辞令、雇用契約書又は労働条件通知書等の雇用関係がわかるもの						○	○																		
・協力医療機関に関する届出書 ・協定書、契約書の写し（協力医療機関については、診療科目が分かるものを添付）								○																	
・平面図（標準様式3）【変更前の平面図も添付】 ・主要な場所の写真（参考様式2）			○					○	△																
賃貸借契約書、法人所有の場合は所有関係が分かるもの（不動産の登記事項証明書、固定資産税納税通知書の写し等）			△					○																	
介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2）										○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3）【変更部分にのみ「あり」「なし」を記載すること】										○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
夜間支援体制加算に係る届出書（別紙46）																									
看取り介護加算に係る届出書（別紙47）																									
医療連携体制加算（Ⅰ）に係る届出書（別紙48）																									
医療連携体制加算（Ⅱ）に係る届出書（別紙48-2）																									
認知症専門ケア加算に係る届出書（別紙12-2）																									
認知症チームケア推進加算に係る届出書（別紙40）																									
高齢者施設等感染対策向上加算に関する届出書（別紙35）																									
生産性向上推進体制加算に係る届出書（別紙28）																									
サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙14-6）																									
サービス提供体制強化加算計算書（加算様式1）																									
再開届出書（様式第二号（五））																									○
廃止・休止届出書（様式第二号（三））																									○
・事業再開に向けての取組状況を記載した書類 ・利用者の引継状況が分かる書類 ・休止及び廃止における誓約書（参考様式6） ・職員の募集広告等																									○
・利用者の引継状況が分かる書類 ・休止及び廃止における誓約書（参考様式6） ・指定（更新）通知書の原本																									○
業務管理体制に係る届出書 ※注16	△	△																							△注17
老人福祉法の届出 ※注18	△注19			○	○	○		○	○	○													○		○

注1）法人の代表者又は管理者を変更する場合は、変更届出書の「変更の内容」に氏名（ふりがな記載）、生年月日、郵便番号、住所を必ず記載してください。

注2）業務関係・住所の変更も届出が必要です。運営規程に業務関係を記載している場合は、変更した運営規程も添付してください。

注3）計画作成担当者のうち、介護支援専門員資格がない場合は、認知症高齢者の介護サービスにかかる計画作成に関する実務経験が必要です。介護支援専門員資格がある場合は、経歴書を添付する必要はありませんが、資格証の写しを添付してください。

注4）介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携体制及び支援の体制の概要に変更があった場合は、届出が必要です。

注5）この一覧に記載の書類に加えて提出書類があります。詳しくは、市ウェブサイト「【重要】新規指定等における施設の建築基準法及び消防法の適合確認について（ID:1038890）」を参照してください。

注6）人員変更は特別措置があります。詳しくは、市ウェブサイト「変更届に関する運営規程に記載する従業員の「員数」の取り扱い（ID:1038883）」を参照してください。

注7）この一覧に記載の必要書類とともに、各加算の別紙に記載の添付書類を提出してください。

注8）市ウェブサイト「介護職員等処遇改善加算について（ID:1008379）」を参照してください。

注9）休止届は、やむを得ず人員基準等を満たさなくなったが、法人として事業継続の意思を有する場合における届出であり、状況によっては、当てはまらない場合もありますので十分検討してください。

注10）各種変更等により、運営規程の変更が生じる場合は、新旧対照表とともに添付してください。変更前の運営規程を添付する場合は、変更箇所をマーカーで引く等、変更箇所が分かるようにしてください。なお、変更が生じない場合は添付する必要はありません。

注11）人員の変更時は変更日から4週間分、加算の届出時は各加算の別紙に記載されている該当月の勤務表（加算の別紙の提出がないものについては異動月の勤務表）を提出してください。

注12）介護予防サービスを行っていない場合は別紙①を、介護予防サービスを行っている場合は別紙②、③を添付してください。

注13）同一法人に複数の事業所がある場合は、代表となる事業所の変更届に、法人が運営する一官市の指定を受けているすべての事業所の一覧を添付してください。

注14）住所及び氏名（婚姻等による）の変更のみの場合は、添付する必要はありません。

注15）管理者については、認知症高齢者の介護従事経験が3年以上必要です。

注16）市ウェブサイト「業務管理体制について（ID:1038877）」を参照してください。

注17）業務管理体制の届出先が変更となる場合のみ添付してください。

注18）市ウェブサイト「老人福祉法等に関する届出について（ID:1038841）」を参照の上、併せて提出してください。

注19）法人代表者の住所のみの変更の場合は、添付する必要はありません。